

(2) 別表 (1～4)

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

平成30年7月豪雨災害では、記録的な豪雨により、吉田地区の河内川や立間川などでは流下能力を超える河川の氾濫が起き、広範囲で数多くの浸水被害が発生し、床上浸水が約992軒、床下浸水が約787軒という住宅被害(特に吉田地区)が生じた。今後の災害リスクとしては、この規模の洪水被害を想定している。

平成30年7月豪雨被災者事業者数 89社(当所管内:宇和島市調べ)

(土砂災害)

当市の防災ハザードマップによると、土砂災害の発生のおそれのある危険箇所は、市内全域に点在している。愛媛県の資料によると、土石流危険渓流箇所、急傾斜地崩落危険箇所、地すべり危険箇所を合わせると2,011箇所、愛媛県最多であり、土砂災害警戒区域も1,221箇所、これも愛媛県最多であり、平成30年7月豪雨災害での被害者の多くは、がけ崩れや土砂災害の被害によるものである。

(地震)

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域における、今後30年以内の南海トラフ巨大地震発生確率は70%～80%と予想されており、愛媛県の想定(平成25年12月)では、最大震度7、最大津波高は、宇和島港6.5m、岩松港7.5m、吉田港6.0m、建物被害32,473棟(全壊)、死者数2,568人と想定されており、そのほかにも、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震も想定されている。

(その他)

当市は、北は西予市に、東は鬼北町・松野町、南は愛南町・高知県宿毛市・四万十市に接している。西は宇和海に面し、入り江と半島が複雑に交錯した典型的なリアス式海岸が続き、東側の鬼ヶ城連峰は、急峻な山肌が海にまで迫っており、起伏の多い複雑な地形をなしている。海岸部の平野や内陸部の盆地に市街地や集落が点在しており、平野部を縫うように流れる河川の多くは宇和海へ注いでいるが、三間川は清流四万十川に合流し、高知県へ流れている。当市は、森林が70.9%、田畑が17.3%、宅地が2.9%を占めている。

また、当市の気候は、年平均気温は16～18℃で四季を通じて温暖であり、降水量は夏期に多く、梅雨前線の影響や台風の通過が多い年では年間2,500mmを超えることもある。また、西側が豊後水道に面し、東側に1,000m級の高峰が連なることから、冬期は北西の季節風が吹き、海岸部と山間部では、気温や降水量の差がみられ、山間部では積雪や結氷もみられる、さまざまな気候をあわせもっている。

- ・ 宇和島市地域防災計画
<https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/5/bousai-keikaku.html>
- ・ 宇和島市防災ハザードマップ
<https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/5/bousai-map.html>
- ・ 宇和島市水害リスクマップ(愛媛県HP)
<https://www.pref.ehime.jp/h40600/suibou/suigairisukumappu.html>

(2) 宇和島市の商工業者の状況

- ・商工業者数 4,353人(内、当所管内3,092人)
- ・小規模事業者数 3,370人(内、当所管内2,529人)

【内訳：平成28年経済センサス】

業種 (日本標準産業分類中分類)	商工業者数	小規模 事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
A 農業, 林業	32	27	
B 漁業	60	57	
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	
D 建設業	346	333	
E 製造業	263	241	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	2	
G 情報通信業	15	14	
H 運輸業, 郵便業	88	66	
I 卸売業, 小売業	1253	902	海岸沿いや市内中心部など、比較的標高の低い位置に多い
J 金融業, 保険業	81	35	
K 不動産業, 物品賃貸業	250	237	
L 学術研究, 専門・技術サービス業	123	108	
M 宿泊業, 飲食サービス業	579	455	
N 生活関連サービス業, 娯楽業	437	391	
O 教育, 学習支援業	90	73	
P 医療, 福祉	362	157	
Q 複合サービス事業	55	30	
R サービス業 (他に分類されないもの)	316	242	

(3) これまでの取組

1) 宇和島市の取組

- ・「宇和島市地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期(年2回)に実施している。
- ・防災備品として、役所庁舎に(食料、飲料水、懐中電灯、発電機、ガスコンロ、簡易ベッド、毛布、簡易トイレ、ゴミ袋等)を備蓄している。

2) 当所の取組

- ・BCPに関する国の施策の周知。
- ・BCP策定セミナーを開催。(H30.12.1、R1.9.18)
- ・愛媛県火災共済協同組合と連携した火災共済への加入促進。
- ・防災備品として、会館に防災グッズ等を備蓄。
- ・宇和島市が実施する防災訓練への参加及び協力。
- ・シェイクアウトえひめ(県民総ぐるみ地震防災訓練)への参加。
- ・「大規模自然災害等に際しての愛媛県内商工会議所における連携支援に関する協定」を県下9商工会議所と締結。
- ・損保ジャパン日本興亜(株)と災害発生時における「包括連携協定」を締結および、災害対応保険の推進。
- ・平成30年7月豪雨グループ補助金「宇和島商工会議所復興支援グループ」組成。
- ・災害型小規模事業者持続化補助金申請支援。採択件数25件

II 課題

平成30年7月豪雨災害時においては、関係機関と連携し復興支援を行ったものの、漠然的な連携にとどまり、協力体制の重要性について具体的な協力体制や支援マニュアルが整備されていない。

また、管内事業所のBCP策定に対する意識は依然として低く、特に、人員の少ない小規模事業者は、策定したくても「ノウハウやスキルがない」「策定に人出が足りない」との理由から、BCP策定率は向上していない。

更には、BCP策定等に関する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - ▼BCP策定セミナー 5回(年1回) 参加者100名
 - ▼事業承継策定シート(A3版両面1枚)によるBCP策定 25社
 - ▼事業継続力強化計画認定 15社
 - ▼各種共済・保険制度への加入推進(見直し含む) 150社
- 《対象共済・保険制度》
- 火災共済、業務災害補償プラン、ビジネス総合保険、休業補償プラン、福祉共済、貯蓄共済、その他
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、当所と愛媛県や宇和島市等との被害情報報告ルートを構築する。
 - ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

大地震や豪雨等の自然災害、感染症のまん延、大事故、サプライチェーンの途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、円滑な事業継続が行われるよう、当所と宇和島市の役割分担や体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

< 1. 事前の対策 >

「宇和島市地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を行う。
- ・事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備える。
- ・取引先や顧客などの重要情報のバックアップやクラウド活用、書類の管理方法について、指導及び助言を行う。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、日本商工会議所様式をもとに事業継続計画を作成する。（令和2年完成予定）

3) 関係団体等との連携

- ・「大規模自然災害等に際しての愛媛県内商工会議所における連携支援に関する協定」を県下9商工会議所と締結。災害を受けた商工会議所並びに被災事業者に対し、相互連携して支援活動を迅速かつ円滑に遂行する。
- ・損保ジャパン日本興亜(株)と「包括連携協定」を締結。災害時に当所と連携して支援を行う。
- ・損害保険会社と協定を結び、専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP策定セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。
- ・支援機関と連携して、BCP策定に向けた専門家派遣を実施する。

4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認する。
- ・宇和島市事業継続力強化支援協議会[仮称]（構成員：当所、市内商工会、宇和島市）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、当市との連携体制を確認する。

＜ 2. 発災後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・勤務時間中の災害について
発災後10分以内に来客、20分以内に職員の安否確認を行う。建物については、1時間以内に損傷箇所等を確認する。
- ・勤務時間外の災害について
発災後24時間以内に所属長・事務局長に安否および出勤の可否について連絡。
- ・確認手段
職員連絡網・災害伝言ダイヤル・安否確認サービス等を活用して、当所職員間で安否確認を行う。
- ・災害対策本部の設置
発災後24時間以内に臨時の災害対策本部を設置し、業務従事の可否や大まかな被害状況、家屋被害、道路状況等を当所と当市で共有する。(勤務時間外に災害が発生した場合は、参集メンバーで災害対策本部を設置する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

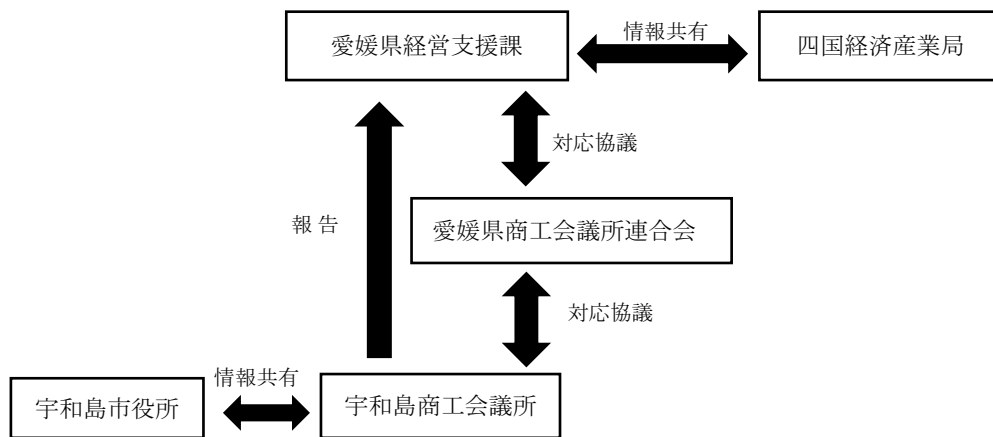
- ・当計画により、当所と当市は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、愛媛県の指定する様式にて愛媛県経営支援課へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当市と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認、記録し、被害状況をまとめる。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。

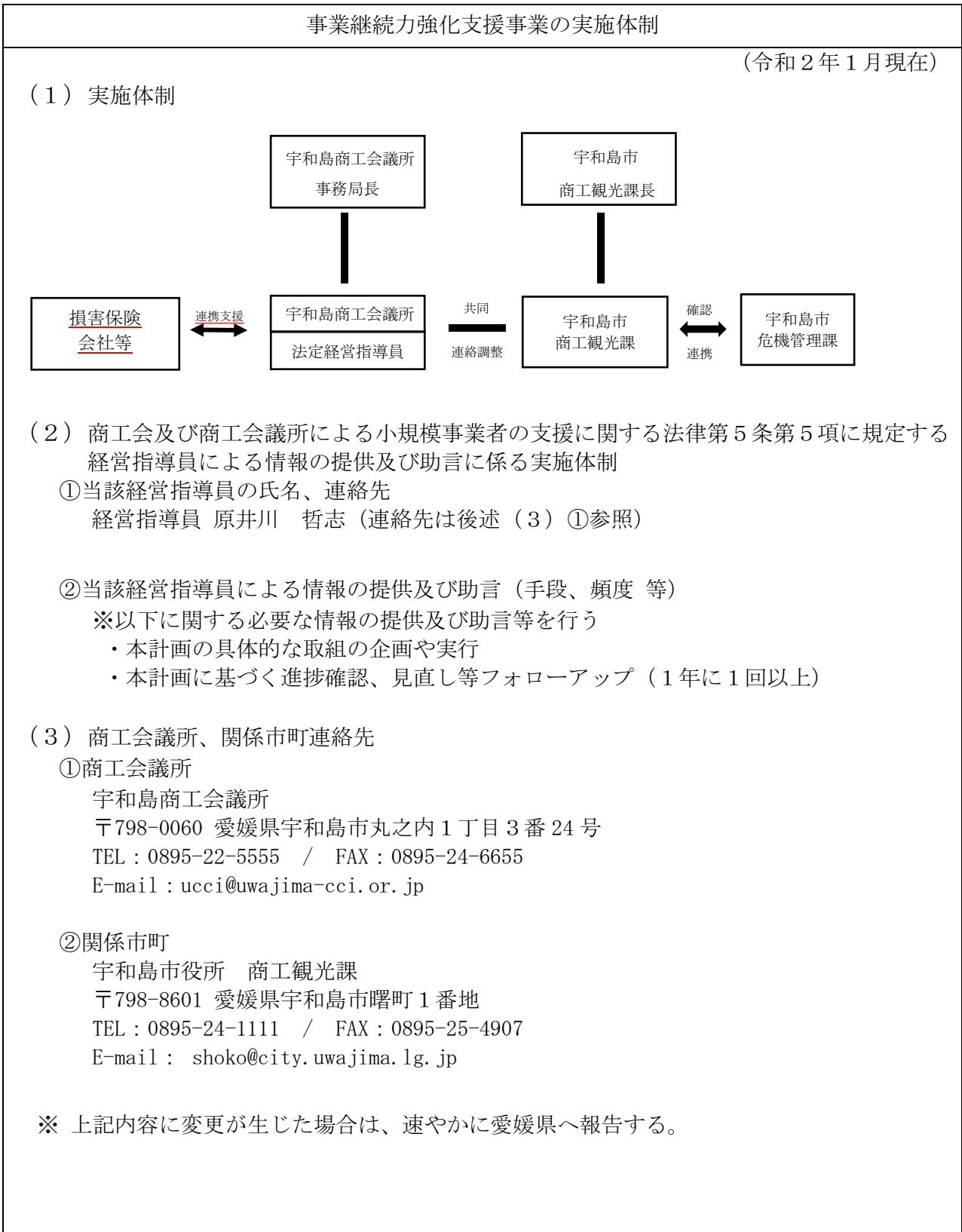
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、「大規模自然災害等に際しての愛媛県内商工会議所における連携支援に関する協定」に基づき、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会議所連合会に依頼する。
- ・有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、引き続き情報提供を行い、加えて、BCPに基づいた行動が出来ているか検証し、改善案等の助言を行う。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、宇和島市補助金、愛媛県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあたっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等